

事務事業評価シート

(平成 26 年度実施事業)

事務事業名	小規模災害被害者見舞金事業			事業コード	0354
所属コード	061500	課等名	地域福祉課	係名	福祉企画係
課長名	玉山 正彦	担当者名	三浦 堅太朗	内線番号	2523
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要（旧総合計画体系における位置づけ）

総合計画 体系（旧）	施策の柱	いきいきとして安心できる暮らし	コード	1
	施策	ふれあいが広がる地域福祉の実現	コード	7
	基本事業	地域福祉の充実	コード	1
予算費目名 (H26)	一般会計 3 款 1 項 1 目（005-02）小規模災害被害者見舞金事業			
特記事項 (H26)				
事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰返 ☐ 期間限定複数年度		開始年度	昭和 55 年度
根拠法令等 (H26)	盛岡市小規模災害被害者見舞金支給要綱（昭和 55 年助役決裁）			

(2) 事務事業の概要

小規模災害被害者に対して一定額の見舞金を支給する事業

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

災害救助法が適用されない小規模の災害に対し，昭和 55 年から見舞金を支給することとした。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

見舞金の額を引き上げるよう要望があり，平成14年 8 月に見直しをした。また，平成25年8月，9 月の大雨災害を契機として，支給水準を見直すこととし，平成26年度から適用することとした。

2 事務事業の実施状況（Do）・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 対象（誰が，何が対象か）

小規模災害被害者

＊「小規模災害」とは暴風，豪雨，豪雪，洪水，地震，噴火その他の異常な自然現象又は火事，爆発その他市長が認める原因により市の区域内に住所を有する者がその居住する住宅に受けた半焼以上若しくは床上浸水の被害（災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第 2 条に規定する救助の対象となる被害を除く。）をいう。

(2) 対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 見込み	26 年度 実績
------	----	-------------	-------------	-------------	--------------	-------------

A 被害者世帯数	世帯	17	12	117	-	10
B 死亡者数	人	2	2	0	-	2
C 継続しておおむね 1 月以上入院加療を要する負傷者数	人	1	1	2	-	0

(3) 26 年度に実施した主な活動・手順

小規模災害被害者に見舞金を支給した。

(4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 世帯見舞金額	円	480,000	375,000	1,960,000	-	500,000
B 死亡者見舞金額	円	60,000	60,000	0	-	100,000
C 負傷者見舞金額	円	10,000	10,000	20,000	-	0

(5) 意図（対象をどのように変えるのか）

小規模災害被害者を慰め，一日も早い立直りを支援する。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 見舞金支給世帯数	☐ 上げる ☒ 下げる ☐ 維持	世帯	17	12	117	-	10
B	☐ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持						
C	☐ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23 年度実 績	24 年度実 績	25 年度実 績	26 年度計 画	26 年度実 績
事業費	①国	千円	0	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0	0
	④一般財源	千円	550	445	1,980	770	600
	⑤その他()	千円	0	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	550	445	1,980	770	600
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	30	30	300	30	30

	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	120	120	1,200	120	120
計	トータルコスト A+B	千円	670	565	3,180	890	720
備考							

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

災害被害者に対する見舞金であり，自助，共助，公助の観点で，地域の中で支えていくという事業趣旨から，地域福祉の推進にもつながる。

② 市の関与の妥当性

住民の福祉の向上，自助・共助を支援する観点から，妥当である。

③ 対象の妥当性

災害援助法が適用されない住家被害を対象としていることから，現状が妥当である。

④ 廃止・休止の影響

被害者に対する精神的支援に影響が生じる。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

小規模災害による被害者を対象とした市の事業であるため，向上の余地がない。

また，同様の制度として日本赤十字社による火災等での死亡見舞金や，市社会福祉協議会で取り扱っている小規模災害被害者見舞金，岩手県共同募金会災害見舞金があるが，**各々の制度が，財源も独立したものであり，統合は困難である。**

(3) 公平性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

要綱で定めた災害被害者への見舞金支給であるが，誰でも等しく災害にあうことになるため公平・公正である。

(4) 効率性評価

見舞金以外は，人件費だけであるため事業費を減額することはできない。

4 事務事業の改革案 (Plan)

(1) 概要（新しい総合計画体系における位置付け）

総合計画 体系（新）	施策（方針）	地域福祉の推進	コード	1
	小施策（推進項目）	支援を必要とする人が福祉サービスを受けられる仕組みづくり	コード	1

(2) 改革改善の方向性

災害発生時に、関係機関（消防機関や被災証明担当等）と迅速な連携をし、情報収集のうえ共有を図り、迅速な支給に努める。

(3) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

小規模災害被害者の立ち直りについてフォローが難しいが、被災者に関係機関の情報を提供するなど支援に努める。

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

- ☒ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- ☐ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- ☐ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

今後とも災害発生時に、他の機関（社会福祉協議会・共同募金会・日赤）との連携しながら迅速な対応を行う。